

No.

59

小作爭議調查表

過	經	事項	原因	地主關係團體	關係人員	場所	發生	熄	解決	備考
	地主十一月十五日會合に於て十作人側の要求を不承認して座地せず十作人側は四割減と固執し十作人側は兩割減と主張し五回の折衝を會合中に決裂せしむるに至り、其の日の経過と共に双方代表は會合を中止し、長が仲裁を行つた折衝の上、結果十五日午後三時、左記條件にて解決せり。	一 芋田 四割減 二 芋田 四割減 三 芋田 五割減 四 芋田 五割減 五 芋田 七割減 六 芋田 六割減 七 芋田 八割減 八 芋田 七割減	九月度早稲が、乃鎌入之前双方豫見を経つて上下入等と已合し第一回の協議は成立せり。一割入等期を生じ鎌入を一月十五日に開始せしむるに十作人側は官收の意外に早稲を以て第一回の要本を擬定せしむるに因す。	+	地主 七名 小作人 一八名	宇梁郡芋間町大字三郎丸	昭和十年一月十五日	昭和十年五月十五日		<p>地主申合に於て十作人三百六十名を管轄し、後協議の上、地租抗争の事、計画して要本を呈し、早稲と米の苗代期を早稲と米との協議に立す。村長は両方との協議に立す。十年五月十一日双方代表は協議の最後の調停を試み、結果遂に早稲と米の調停にて解決せり。</p>

(昭和十年 五月分)

財團 協國會 福岡出張所

備考